

平成 25 年度第 1 回兵庫県都市計画審議会の開催結果について

平成 25 年 8 月 6 日（火）に開催した都市計画審議会の開催結果は、下記のとおりです。

記

- 1 日 時 平成 25 年 8 月 6 日（火） 午後 2 時～ 午後 2 時 50 分
- 2 場 所 パレス神戸（神戸市中央区）2 階 大会議室
- 3 議事要旨

第 1 号議案：東播都市計画道路の変更（3.2.80 号沖浜平津線の変更）

【議案の説明】

現在整備が進められている高砂西港へのアクセス道路として当該区間の整備が予定されていることから、この事業化にあわせて計画を変更する。

将来の交通需要を踏まえ、臨海部における区間の車線数を 4 車線から 2 車線に変更するとともに、沿道の土地利用状況などを勘案し、道路線形及び起点位置を変更する。

[概 要]

位置、区域等

種別	名 称		位 置			区 域	構 造		
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員
幹線街路	3.2.80	沖浜平津線	高砂市荒井町新浜	加古川市米田町平津	高砂市荒井町小松原	約 m 4,580	地表面式	4 車線	30m
	車線の数の内訳		4 車 線			約 m 3,800			
			2 車 線			約 m 780			

【主な意見等】

- ・将来の予測交通量が過大であるため反対である。
- ・線形が曲線になるため、事業実施にあたり道路管理者には視線誘導標の設置等の安全対策をお願いしたい。

【採決の結果】

原案どおり可決

.....

第 2 号議案：ごみ処理場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について（尼崎市）

【議案の説明】

当該施設については、建築基準法第 51 条ただし書の規定により、特定行政庁である尼崎市が、県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可することが必要である。

本案件は、既存の汚染土壌処理施設の熱処理設備において、新たに低濃度 PCB 廃棄物の焼却による無害化を行うにあたり、その敷地の位置について付議するものである。

[概 要]

位 置 尼崎市東浜町 1 番地の 1
面 積 約 30,000 m²
施設の概要 以下の通り

産業廃棄物	既存施設	新設施設	合計
焼却			
ポリ塩化ビフェニル廃棄物		6.77 t / 日	6.77 t / 日

【主な意見等】

なし

【採決の結果】

原案どおり可決

報告事項

1 長期未着手都市計画公園・緑地の検証について

長期未着手都市計画公園・緑地の検証について、基本方針や検証の手順などについて報告した。

【主な質問等】

なし

- 4 お問い合わせ先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課都市行政係
(078) 362-3578

この審議会の会議資料は、兵庫県県民情報センターにおいて閲覧することができるほか、議事録(全文)についても、9月中旬には同センターにおいて閲覧できる予定です。